平成２２年（フ）第２８８１号
横浜市戸塚区平戸町1088番地15
債務者　田中清二郎
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９９６号
横浜市青葉区もえぎ野15番地15　コーポ杉浦Ａ号室
債務者　小川　佳延
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０３号
岡山県備前市大内104番地26
債務者　松下　成彦
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２４号
東京都青梅市大門１丁目539番地の６メゾンプルミエール201
債務者　藤原　惠太
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５５８号
東京都多摩市一ノ宮１丁目14番地の１第２杉本荘105
債務者　横田　充恵
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５６１号
東京都小平市小川町１丁目1107番地の69
債務者　石井　淳一
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６９号
北海道帯広市西６条南15丁目16番地　ハイム中田１号室
債務者　朝倉　伸子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１４８４号
東京都立川市栄町５丁目63番地の２都営栄町アパート２棟102号
債務者　篠原　弥生
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６３７号
静岡県菊川市仲島１丁目２番地の３　菊川第二雇用促進住宅２棟403号
債務者　デ　カルバリオ　アルバニル　ドゥワルテ
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６３８号
静岡県菊川市仲島１丁目２番地の３　菊川第二雇用促進住宅２棟403号
債務者　川端ミチエこと　デ　カルバリオ　マリア　ミチエ　フレイタス　カワバタ
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６４３号
静岡県袋井市岡崎584番地の１
債務者　宇野　英夫
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６５２号
静岡県浜松市中区上島六丁目29番205号　雇用促進住宅
債務者　西崎イルカこと　ニシザキ　イルカミナグチ
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成１９年（フ）第３３０号
長崎県佐世保市黒髪町264番地20、旧住所長崎県佐世保市大塔町649番地６
債務者　西川　悦二
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３１０号
長崎県佐世保市白岳町682番地14　レジデンスＫ101、旧住所長崎県佐世保市大塔町648番地211
債務者　廣瀬　和也
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
長崎県佐世保市世知原町上野原1630番地
債務者　本山　りさ（旧姓高柳）
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係